

新聞折込広告基準

「日本新聞協会新聞折り込み広告基準」に準拠し、折込広告の審査基準を定めております。
審査基準に照らし合わせて適当でないと弊社が判断したものや、各種関係法規、ガイドラインに抵触する場合の折込広告はお取り扱いできませんのでご了承ください。

また、折込広告を依頼する新聞販売店の判断でお取り扱いできない場合もございます。

次のような新聞折込広告は取扱いをお断りしておりますので、新聞折込広告の企画・制作の際には十分にご注意下さい。(新聞折込広告についての責任は、表現を含め全て広告主にあります)

1. 責任の所在および内容が不明確な広告

- ・ 広告主名、所在地、連絡先が記載されていないもの
- ・ 広告の意味、目的が分からないもの
- ・ 重要事項が表示されていないもの

2. 虚偽または誤認されるおそれがある広告

- ・ 虚偽誇大な表現により読者に不利益を与えるもの
- ・ 「日本一」「世界一」等の最高・最大級の表現、「確実に儲かる」「ぜったいにやせる」等の断定的な表現を何の裏付けもなく使用しているもの
- ・ 市価より高い価格を市価とするなどの不当な「二重価格表示広告」、商品が準備されていないのに掲載するなどの「おとり広告」

3. 公序良俗を乱す表現の広告

- ・ 露骨な性表現あるいは暴力や犯罪を肯定、礼賛する広告、麻薬・覚醒剤の使用を賛美したり、その他の残虐な表現のあるもの
- ・ 公序良俗に反したり、反社会的な表現の広告、誹謗中傷の恐れのあるもの

4. 不動産広告

- ・ 不動産広告で、「宅地建物取引業法」などの関連法規、不動産公正取引協議会の「不動産の表示に関する公正競争規約」を順守していないもの

5. 求人広告

- ・ 雇用主の名称、所在地、連絡先、企業の業種と就業する職種等必要な事項が表示されていないもの
- ・ 「男女雇用機会均等法」あるいは「雇用対策法」を順守していないもの
- ・ J I S 規格に反した履歴書や差別につながる可能性のある項目がある申し込み書等が記載されているもの
- ・ 求人広告に見せかけて講習料等をとったり、物品、書籍等売りつけたりするのが目的のもの

6. 名誉棄損、プライバシーの侵害等のおそれのある広告

- ・ 広告表現中において名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがあるもの

7. 選挙運動ビラ等

- ・ 「公職選挙法」の要件を備えていないもの
- ・ 事前運動とみなされるおそれがあるもの

8. 弁護士の広告

- ・ 日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に関する規定」「外国特別会員の業務広告に関する規定」を順守していないもの

9. 医療関係、医薬品、健康食品、エステティック等の広告

- ・医療関係の広告で医療法や関連法規に定められた事項以外が記載されているもの
- ・医薬品等の広告で「医薬品等適正広告基準」の範囲を逸脱しているもの
- ・健康食品の広告で医薬品的な効能、効果が表示されているもの
- ・エステ関連広告で「特定商取引法」「エステティック業界における事業活動の適正化に関する自主基準」での禁止事項が記載されているもの

10. 金融関係の広告

- ・消費者金融広告等の貸金業の広告で、「貸金業の規制等に関する法律」「広告の自主規制基準」等を順守していないもの
- ・抵当証券業、投資顧問業、金融先物取引業等の広告で、関連法規を順守していないもの。

11. その他

- ・独占禁止法、景品表示法、関係告示、規約等の国内法規、各業界の自主規制事項や国際法規等を順守していないもの

※上記に限らず、判断が難しいものは、諸関係機関の指導・協議により決定させていただきます。

折込広告取り扱いについてのお願い

- ・天災、災害時、不慮の事故があった場合、折込が不可能になる場合や、やむを得ず折込日を変更させていただく事がございますので、ご了承ください。
- ・特殊物・変形サイズなど、お取扱いができないこともあります。
- ・広告内容によっては、お取扱いができないこともあります。
- ・ホッチキス止めのは新聞をキズつけるため、お取扱いできません。
- ・紙以外の広告素材は、お取扱いできません。
- ・一部エリアは、冬季期間中(12月1日～翌年3月末)は雪害対策として納入日が1日早くなります。
- ・専門店以外の日経新聞単独の折込はお取扱いできません。主取扱い紙と併せてお申し込み下さい。
- ・折込部数は、日々変動しております。従って折込当日の部数とは異なる事がございます。申込の際は最新の折込広告部数表をご利用をお願いします。
- ・印刷物仕掛り後の中止および変更、新聞折込広告仕分け後の中止および変更は、業務の混乱や間違いが起きやすくなりますので、お断りさせていただきます。
- ・販売所では、細心の注意をはらって作業しておりますが、偶然のモレ・重複はご了承下さい。
- ・責任の所在
新聞折込広告の一切の責任は、広告主が負うものとします。
折込広告の結果、弊社が損害を受けた場合は、その一切の費用は広告主に負担していただきます。